# 町税・道税の納税はお済みですか?

個人町道民税 12月は 固定資産税などの滞納整理強化月間です 国民健康保険税

東胆振地方税徴収対策本部を構成する安平町・苫小牧市・白老町・厚真町・むかわ町と胆振支庁苫小 牧道税事務所では、12月を「地方税滞納整理強化月間」とし、集中的に滞納整理に取り組みます。

町税又は道税の納税がお済みでない方は、早急に納税してください。なお、直ちに納税できない事情のある方は、滞納のまま放置することなく下記までご相談ください。

町では、随時納税相談を行なっていますが、この「滞納整理強化月間」に合わせ特別納税相談月間として取り組んでいきます。

町税の納付に関する相談、また、特別な事情がある方で町税の納期内納付・一括納付が困難な方などの納付相談に随時応じますので、ご相談ください。

町税に関する問合せ 役場 税務課納税係

**2**2 2513

道税に関する問合せ 苫小牧道税事務所納税課

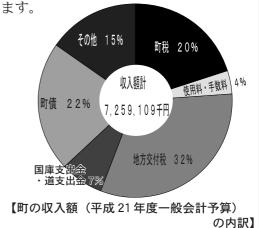
**2** 0144 - 32 - 5178

#### 東胆振地方税徴収対策本部とは -

町税及び個人道民税の滞納額の縮小を目的とし、上記構成団体が連携して滞納整理・処分に取り組むため平成21年7月1日に設置されました。これまで、滞納整理のための滞納者の住居や事務所の「捜索」による「財産等の差押え」を行い、これらを公売し売却代金を滞納金に充てる手続を行っています。

町税は、町の収入額の約20%を占めており、町民の皆さんの生活に欠かすことのできない公共サービスや公共施設の維持管理などに使われています。

町では税負担の公平性と貴重な自主 財源である町税の収入を確保するため、 東胆振地方税徴収対策本部と連携して、 滞納処分などの取り組みを強化してい まま



- ・役所の説明に納得がいかない
- ・手続きや制度について教えてほしい
- どこに相談したらよいのかわからない
- ・申請したものの処理が遅い
- なぜ不許可になったのかわからない

## 暮らしの困りごと相談

### 行政相談

ご相談は無料・秘密は守ります。 行政相談委員は、親切・丁寧にア ドバイスいたします。



▶次のようなことに関するご相談を受けています◀

年金 (国民年金・厚生年金・各種遺族年金)、税金 (所得税の確定申告・町道民税の申告等)、 借金 (多重債務・サラ金等)、医療保険、道路、登記事務、各種行政サービスほか

### ご相談は直接委員宅もしくは電話などで常時相談に応じています。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐 ☎② 3518・追分地区 平野秀樹 ☎⑤ 2774 問合せ 役場総務課 総務・防災グループ ☎② 2511